

# 居宅介護支援重要事項説明書

(令和 6年 4月 1日)

## 1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電 話 047-480-5050  
(月～金曜日 8時30分～17時30分まで)

担 当 \_\_\_\_\_

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 在宅介護支援センターはなみずきの概要

### (1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	在宅介護支援センター はなみずき
所在地	千葉県八千代市島田台998番4
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (千葉県 1272600147号)
サービスを提供する対象地域	八千代市、佐倉市、船橋市、印西市、白井市

### (2) 事業者の職員体制

	常 勤	計
管理者 (主任介護支援専門員)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
主任介護支援専門員	1名 (1名兼務)	1名 (1名兼務)
介護支援専門員	1名	1名

### (3) 営業時間

月～金曜日	8時30分～17時30分
土曜日・日曜日・祝日 年末年始 (12/30～1/3)	営業していません

## 3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

事業者にご連絡下さい。



利用者またはご家族の方に、事業者の概要及び運営内容をご説明いたします。



当事業者でのケアプラン作成に同意して頂けましたら、契約書を締結させていただきます。



居宅サービス計画作成依頼届出書を介護保険課へ申請してください。



ケアプラン作成のための訪問調査を行います。

↓

ケアプラン原案を作成し、利用者又はご家族の方に内容をご説明いたします。

↓

作成したケアプラン原案に同意して頂けたら、各サービス提供事業者と連絡調整し、サービス提供となります。

#### 4. 利用料金

##### (1) 種類

##### ①利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額提供されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月につき要介護度に応じて下記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、介護保険証記載保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援費 (i)	取扱件数が45件未満又は 45件以上の場合で 45件未満の部分	要介護1・2	1,086 単位
		要介護3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援費 (ii)	取扱件数が45件以上である 場合において 45件以上60件未満の部分	要介護1・2	544 単位
		要介護3・4・5	704 単位

特定事業所加算 (II)	厚生労働大臣が定める加算IIの基準を満たし届出ている事業所	421 単位
特定事業所加算 (III)	厚生労働大臣が定める加算IIIの基準を満たし届出ている事業所	323 単位
特定事業所加算 (A)	厚生労働大臣が定める加算Aの基準を満たし届出ている事業所	114 単位
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合又は要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に指定居宅介護支援を行った場合	300 単位
入院時情報連携 加算 (I)	医療機関等入院した日のうちに、医療機関等へ利用者に係る必要な情報を提供した場合	250 単位
入院時情報連携 加算 (II)	医療機関等入院した日の翌日又は翌々日に医療機関等へ利用者に係る必要な情報を提供した場合	200 単位
退院・退所加算 ※カンファレンス 参加	退院又は退所に当たって、医療機関及び介護保険施設の職員と面談を行い、必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整をした場合	1回600単位 2回750単位 3回900単位

退院・退所加算 ※カンファレンス 不参加	同上	1回450単位 2回600単位
通院時情報連携加算	医療機関等において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う場合	50単位/月
特定事業所医療介護連携加算	退院退所加算の算定に係る医療機関等との連携回数、ターミナルケアマネジメント加算の算定回数を規定以上行った場合	125単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	医療機関の求めにより、医師等と共に利用者の居宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合	200単位 ※1月2回 限度
ターミナルケアマネジメント加算	ターミナル期に2回以上居宅を訪問し、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握及び心身の状態等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	400単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止に関する基準を満たさない場合 (所定単位数に対して)	▲1/100 単位
業務継続計画未策定減算	業務継続計画に関する基準を満たさない場合 (所定単位数に対して)	▲1/100 単位
同一建物等減算	事業所と同一の建物・敷地内の建物に居住する利用者、又は1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合 (所定単位数に対して)	×95/100 単位
運営基準減算	運営基準を満たしていない場合 (所定単位数に対して)	×50/100 単位
特定事業所集中減算	特定事業所集中減算の対象になった場合 (所定単位数に対して)	▲200単位 /月

※地域区分 5級地該当のため 1単位 10,700円 での換算となります。

## (2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、口座自動引き落とし、現金集金、銀行振込の3通りの中からご契約の際にご選択ください。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業者職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

## (2) サービスの終了

### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合

終了1ヶ月前までに文書でお申し出くだされば、この契約を解除することが出来ます。

### ②当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・お客様が小規模多機能サービスを利用した場合
- ・お客様がサービスを利用されなくなり、1ヶ年を経過した場合

### ④その他

お客様やご家族などが当事業者や当事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## (3) サービスの再契約

契約終了後1年以内にサービス開始を再度希望する場合には、再契約の手続きは省略することが出来ます。

## 6. 当事業者の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

①利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

②利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

※医療との連携を図るため、入院する必要性が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名と連絡先を伝えて頂くよう、お願い致します。

※医療系サービス等をご希望される場合には、事前にお客様の同意を頂いてから主治の医師にもご意見を伺わせていただきます。

③利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行う。

※居宅サービス計画の作成にあたっては、複数の事業者等の紹介を求めることや、選定した理由の説明を求めることができます。

※前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、そのうちに、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、説明します。

④指定居宅介護支援の事業は、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めて行う。

## (2) 居宅介護支援の実施概要等

国の通知に基づいた、課題分析標準項目（23項目）の課題分析を行うことができる。

介護支援専門員としての判断等を記載できる様式を使用することで、個別のニーズを明らかにし、場面によりまとめることで、全体像を把握することができる。

## (3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	○	国の通知に基づき23項目の課題分析による
介護支援専門員への研修の実施	○	施設外研修に参加

## 7. サービス内容に関する苦情

### ①当事業者お客様相談・苦情担当

当事業者の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電話 047-480-5050

苦情受付担当者 管理者 岡部 一昭

苦情解決責任者 施設長 近藤 健司

第三者委員 元中学校教諭 小関 興治

### ②その他

当事業者以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・八千代市保健福祉部長寿支援課 電話 047-483-1151 (代表)

・佐倉市福祉部高齢者福祉課 電話 043-484-1111 (代表)

・船橋市福祉サービス部介護保険課 電話 047-436-2111 (代表)

・印西市介護保険課 電話 047-642-5111 (代表)

・白井市高齢者福祉課 電話 047-492-1111 (代表)

・千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428

(苦情処理係)

## 8. 当事業者の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 清明会

代表者役職・氏名 理事長 寺田 憲児

事業所所在地・電話番号 千葉県八千代市島田台998番4 TEL047-480-5050  
定款の目的に定めた事業

- 1 第1種社会福祉事業 (イ) 軽費老人ホームの経営  
(ロ) 特別養護老人ホームの経営
- 2 第2種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営  
(ロ) 老人短期入所事業の経営  
(ハ) 老人介護支援センター事業の経営  
(ニ) 老人居宅介護等事業の経営  
(ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- 3 公益を目的とする事業 (イ) 居宅介護支援事業の経営  
(ロ) 地域包括支援センター事業の経営  
(ハ) 介護予防支援事業の経営  
(ニ) 配食サービス事業の経営  
(ホ) 福祉有償運送サービス事業の経営  
(ヘ) 介護職員初任者研修事業の経営

4 その他これらに付随する業務		営業所数等	
居宅介護支援	3カ所	介護老人福祉施設	2カ所
短期入所生活介護	3カ所	地域密着型介護老人福祉施設	2カ所
通所介護	3カ所	地域密着型通所介護	1カ所
訪問介護	4カ所	地域包括支援センター	3ヶ所
定期巡回随時対応型・訪問介護看護			1カ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 〈事業者名〉 在宅介護支援センターはなみずき 印  
〈住所〉 千葉県八千代市島田台998番4  
〈説明者〉 介護支援専門員 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 〈住所〉  
〈氏名〉

代理人 〈住所〉  
〈氏名〉